

成島信遍年譜稿（二二三）

久保田 啓 一

〔キーワード〕 成島信遍、田沢義章、農事大全、中村蘭林、御書物方日記、菅野兼山

本稿は、拙稿「成島信遍年譜稿（二二二）」（『鯉城往来』一三三号、二〇二一年一月三〇日。拙稿^②）の続稿である。以下、拙稿^②の年譜事項のみを挙げて続稿への橋渡しとする。便宜的な処置であるが、ご了解いただきたい。

「成島信遍年譜稿（二二二）」の事項

延享三年 丙寅 一七四六 五十八歳

（承前）

○ 四月二十日、小野田長兵衛博多の冷泉家入門を仲介する。（「冷泉家門人帳」）

○ 四月二十九日、冷泉為村、江戸を出発し、東海道を辿って京に

向かう。それまでの間のいずれかの時点で、為村に撫子を贈り、和歌を詠ずる。（『京進書札留』一、『東日記』、『宗匠家御詠歌 三三』）
△ 五月、梁田蛻巖『蛻巖先生文集』卷之五（八刊行。「復鳴鳳卿」（卷之六）を収める。

○ 七月七日、金の画僧帰義についての「画工伝」の記事につき、その典拠調査を小田切治大夫に依頼する。（「御書物方日記」第三十一冊）

○ 八月、「三世のなみ 三代御点詠草にそへて奉しことば」を記す。（九州大学附属図書館萩野文庫蔵『成島信遍集』他）

○ 九月二十日、小堀土佐守より羽倉藤之進が新たに作成した「北山抄」第五冊を預かり、御文庫の蔵書に添え置くよう、小田切治大夫に指示して渡す。また、誤って差し出された書物を返却する。（「御書物方日記」第三十一冊）

○ 九月、逝去した金輪寺の宥衛を偲んで金輪寺に参詣し、「神わざ」

〔全集〕巻四）を記す。

成島信遍年譜稿（二十三）

延享三年 丙寅 一七四六 五十八歳

（承前）

○ 冬、田沢義章の『歌仙考』に序を寄せる。（国立公文書館内閣

文庫蔵『歌仙考』、『全集』巻五）

向岡住の処士田沢源太郎義章と信遍との交流は、資料の裏付けが取れる事例に限れば、享保二十年（一七三五）冬に撰文された「武蔵野地名考並記図引」から始まると見てよい。拙稿「成島信遍年譜稿（六）——享保十四年～二十年——」（『広島大学文学部紀要』五六巻特輯号一、一九九六年二月二〇日、拙稿⑥）に上記の文を載せるとともに、信遍の著述から義章に関する記事を抄出して考証を加えたので、ご参照頂きたい。

義章の『歌仙考』は国立公文書館内閣文庫に三冊本の写本として伝存する（請求番号 二〇一―四二二）。第一冊には新六歌仙・新三十六歌仙・女房歌僊、第二冊には古六歌僊・古卅六歌僊・信実歌僊・釈教三十六詞仙・新古今集卅六歌僊の和歌と出典、そして作者

の伝記資料「譜」を掲げ、第三冊には「歌仙考附録」として歌仙に関する記事を引用するなど、古来の歌仙についてひとわたりの知識を得るには便利な資料集となっている。ただし、本文中には編纂者に関わる手がかりは一切ない。本書が義章の手になる事実は、第一冊の巻頭に据えられた信遍の「歌仙考叙」によって初めて知られることとなる。例によって、『全集』巻五所収本と内閣文庫本とは本文に異同が多く、両者の校異の明示が不可欠である。『全集』巻五の本文を掲げ、内閣文庫本との異同ある箇所番号を付して、注記として示す。内閣文庫本の本文揭示には（内）の符号を添えることとする。適宜句読点・濁点を施し、通行の字体に改めた。

歌仙考叙^①

むたりの歌仙名にあらはれしなむ^②、貫之ぬしの^③古今^④序に権輿^⑤し、公任卿これを祖述し給にやありけん^⑥。六々のかずをかさねられしは、後鳥羽のすべらきあめのしたしろしめす^⑦ころ、時の鉅匠に詔の^⑧ありて、各その撰べる所を奉らしめ給つる^⑨おもむき、明月記に明かなるにや。しかありけるより、古の跡により^⑩、後はたえらばれける類例おほかり^⑪。かくてぞ、くもりなき名は秋の月今も^⑫てらし、香はしき言のは、^⑬春の花よ^⑭にほへり。からのやまとのみちく、はまのまさこ数もかぎらず、大ぞらの星の林しげかれど、此国ぶりの道の^⑮みぞ、わきてたかきをいはず、賤をへだてず、

玉の台よりひさがしたにももてはやされ⁽¹⁶⁾ 侍るものから、かたりつぎ、いひつぐがうへにのみして、歌仙の履歴、鳥のあともとめあつむることなかりしかば⁽¹⁷⁾、みわの山もとたづねとふ⁽¹⁸⁾ 人もあらざりしを、むらさき生るのべちかく家居せる田沢の義章、里をへだてし⁽¹⁹⁾ 寺町の何がしら⁽²⁰⁾と聞えしすきものに⁽²¹⁾ 心をあはせて⁽²²⁾、あまたの文どもの中⁽²³⁾よりかいまさぐりみるにしたがひて⁽²⁴⁾、これを抄し⁽²⁵⁾、卷々の文とはなせり⁽²⁶⁾。

その濫觴⁽²⁷⁾は、ことし文月乞巧奠の度、七の御遊東えい山にてとりおこさせおはしましけるついで⁽²⁸⁾、はからず、六の歌仙のうた、いづれの撰集にかいづ⁽²⁹⁾、かうがへて奉れと、おほせ給はせつるより⁽³⁰⁾、なをかの脚色だつことゞもをもくはへ⁽³¹⁾、諸の歌仙を⁽³²⁾かうがへぬべきむね、ことよさしの給はず⁽³³⁾。み山にはあられふるほど⁽³⁴⁾、そのことおはりて奉りしとなん。

そのことのかたはししるしつけてとせちに聞えしかど、もとより山路におふるきのふの木、そのざえにあらず、春野の草のつかみじかき筆にしあれば、なでうことをかかきつけまし⁽³⁵⁾、せんすべなみの立わづらへる⁽³⁶⁾中にも、あはれかのおまへわたりのことを⁽³⁷⁾伝へうけ給はるに、わしの山しかのそのふのふりにし跡はさらにもいはず⁽³⁸⁾、よろづのことをもすてさせ給はで、さぶらふ人々にもかゝるいつくしき御ことよさしなど

うけ給はらせ給はること、まことにみち⁽³⁹⁾のひかりにそへてもいとやんごとなき御ためし⁽⁴⁰⁾になん。

むかし魯の国にひとりの大臣ありしを、文その名をうしなへり。かゝる考よにとゞまれらば、しかあることもしかあらざらん⁽⁴¹⁾かし。

時は⁽⁴²⁾のばへうけぬる三のとし⁽⁴³⁾、よもぎがまどのさむき⁽⁴⁴⁾ともし火をかゝげてしるし付ぬ⁽⁴⁵⁾。

注

- (1) 序——叙(内)
- (2) なむ——は(内)
- (3) の——ナシ(内)
- (4) 古今——古今しふの(内)
- (5) 権輿——濫觴(内)
- (6) し給にやありけん——ありけむにや(内)
- (7) しろしめす——しろしめしけむ(内)
- (8) の——ナシ(内)
- (9) 給つる——給へる(内)
- (10) により——をつき(内)
- (11) おほかり——おほかりけり(内)
- (12) も——に(内)
- (13) 、——ナシ(内)

- (14) よ——世々(内)
 (15) 道の——ナシ(内)
 (16) され——すことに(内)
 (17) もとめあつむることなかりしかば——、めしふみもみず(内)
 (18) たづねとふ——たづぬる(内)
 (19) 里をへだてし——その友(内)
 (20) 何がしら——何がし(内)
 (21) すきものに——すきもの等と(内)
 (22) て——ナシ(内)
 (23) の中——うち(内)
 (24) みるにしたがひて——いで、(内)
 (25) これを抄し——ナシ(内)
 (26) 卷々の文とはなせり——かくまきくとはなしぬ(内)
 (27) 濫觴——はじめ(内)
 (28) おはしましけるついで——御座しける比(内)
 (29) にかいづ——より出ぬる(内)
 (30) おほせ給はせつるより——ことよさし給はせ給ふ次(内)
 (31) ことどもをもくはへ——かたをもくはへて(内)
 (32) 歌仙を——歌仙をさへ(内)
 (33) むね、ことよさしの給はず——仰ごと共あり(内)
 (34) あられふるほど——電ふる比(内)

- (35) なでうことをかかきつけまし——なにのふしをかと(内)
 (36) 立わづらへる——立わづらふが(内)
 (37) おまへわたりのことを——御わたりの事ども(内)
 (38) ふりにし跡はさらにもいはず——みちはさらなり(内)
 (39) みち——この道(内)
 (40) 御ためし——ためし(内)
 (41) あらざらん——なからん(内)
 (42) 時は——時に(内)
 (43) とし——冬(内)
 (44) さむき——ナシ(内)
 (45) しるし付ぬ——記しぬ。源信遍識(内)
- まず撰文の時期であるが、内閣文庫本の末尾に「のばへうけぬる三の冬」とあり、延享三年の立冬は九月二十三日なので、これより後のこととして位置づけた。次に『全集』と内閣文庫本との異同をどのように考えるかについては、『全集』は成島家に伝えられた草稿であり、正式に義章に与えるに当って文辞を整えたものが内閣文庫本と見てよいのではないか。(5)の「権輿」をよりふさわしい「濫觴」に改め、この処置に連動する形で(27)の「濫觴」を「はじめ」とするのは、重複を避けようとの意図に基づくものであるうし、(7)や(11)のように、過去に寄せる思いを、「けむ」「けり」を補って

表現しようとするのも推測できる。(19)は協力者に関する「里をへだてし」との情報を用いて判断して、義章との人間関係に即した「その友」に修正した結果であろうか。これらはわずかな例示に過ぎないけれども、内閣文庫本の本文こそが決定稿と見なされるべきであるとの推定は動かし難いように思われる。

以下、記載内容につき若干の考察を施す。

まず、著者の田沢義章の紹介に当り、「むらさき生るのべちかく家居せる」との言及があるが、この文言は『全集』巻七所収「丹沢義章向岡の宅の記」に「むらさきおふる名に聞えし武蔵野の向岡に、丹沢の何がし、くれ竹の世をかさねて家みしけり。」「全集」巻三所収「田沢氏が蚊帳を贈れるを謝せし詞」に「武さしの、むかひの岡なるよしあきらが来り侍りしま、」とそれぞれ記すのと重なり合って、信遍が義章を紹介するに際して頻用する修辞であったと見ることが出来る。

続いて、協力者として「里をへだてし寺町の何がしらと聞えしすきもの」の存在が知らされるが、内閣文庫本は「その友寺まぢの何がしときこえしすきもの等」の本文を有する。この「寺町」が地名なのか姓なのか判然としないが、内閣文庫本の本文に依拠するならば「寺まぢの何がし」は「その友」の呼称となるはずであり、「寺まぢ(町)」が姓に当るのではないかと想定できよう。信遍・義章と同じ冷泉門に属し、義章と交誼を結んだ可能性のある「寺町」姓の人物としては、幕府の坊主衆として名を馳せた寺町三知(百菴)あたり

を思い浮かべることが出来るかもしれないが、その裏付けとなる資料を持ち合わせていない。中野三敏氏「百菴簡傲」(同氏『江戸狂者伝』(中央公論新社、二〇〇七年四月一〇日)所収)にも義章との交渉に言及はなかった。

中盤の「その濫觴は」以下は、『歌仙考』が編まれるに至った経緯の説明となる。この年七月七日に東叡山寛永寺において行われた七遊の時、「六の歌仙のうた、いづれの撰集にかいづ、かうがへて奉れ」との命を受けたのが発端であったという。松野陽一氏編『霞関集』(古典文庫、一九八二年七月二〇日)所収「霞関集作者目録」の「義章」項には、

冷泉門人 武州玉川住 後日光御門主家人となる 田沢源太郎 郎 むさしの、記を著(同書二三七頁)

とあり、信遍も「丹沢義章向岡の宅の記」に「あるじはあづまのひゑにつかへまつれど」と記すことから考えると、義章に命令を下したのは、元文三年(一七三八)三月九日に輪王寺宮となり、延享二年(一七四五)五月二十六日に天台座主に任ぜられた(『本朝皇胤紹運録』巻第六十)公遵法親王であろう。なお、義章がいつ東叡山寛永寺に仕えるようになったかは突き止められていない。元文三年三月九日に辞職した先代の公寛法親王の時代に遡ることも考えられるが、少なくとも『歌仙考』編纂の指示を出したのは公遵法親王で間違いはない。

この当時、寛永寺の親王を中心に、天台宗のみならず、諸々の学

芸を楽しむ雰囲気醸成されていたことを称しつつ、信遍の序文は閉じられる。

○ 十一月十日以前、「農譚拾穂草稿」の「総論」を著す。（川崎市市民ミュージアム池上家文書蔵『農事大全』）

川崎市市民ミュージアム池上家文書蔵『農事大全』は、信遍の著した農書を取りまとめた一冊である。このうち、末尾に置かれた「東方農準解」は、延享二年閏十二月朔日付の奥書を有するので、拙稿「成島信遍年譜稿（二十）」（『鯉城往来』一二二号、二〇二〇年一月三〇日。拙稿⑳）に立項した。そこでも言及した通り、『日本経済大典』第一巻（史誌出版社、一九二八年九月一〇日）に収録された「東方農準・農譚拾穂」が、解題で取り上げられた『農事大全』とどのような関係にあるのかが明瞭ではなかった。延享三年のこの時期に『農事大全』所収の諸編の多くがまとめ上げられたことになみ、ここで『農事大全』の構成・内容を概観しておきたい。

外題、表紙左肩に題簽「農事大全」。表見返しはがれて扉のようになつた丁の表中央に「東方農準解」と書くのは、もともと「東方農準解」の書写のために準備した料紙を転用したものか。次の一丁に目録がある。全体を見渡すべく次に掲げる。

農書大全

農譚拾穂草稿

初丁 総論 四丁 拓土 十六丁 薪材 廿二丁 播植^(ママ)

三十四丁 郷約 三十九丁 蓄積 四十二丁 救荒

呂覽農事諺文

四十八丁 上農 此編、農事を重んじこれをたうとぶことをいへり。

五十二丁 任地 此篇、民に地を任じて作せしむる事を述。

五十四丁 弁土 此篇、土二よりて仕付耕方有事を云。

五十七丁 審時 此篇、耕稼八時候第一なる事を論ず。

新田十分一細積^{六十}

東方農準解^{六十七}

「農書」は外題の「農事」が正しく、「播植」の「植」は本文で見消が施されて「殖」に改められることから「殖」が正しいと判断して、（ママ）を付した。

次に、各編の奥書等の署名・年記を池上家文書蔵本に従って掲げる。

○ 「農譚拾穂草稿」の「総論」末尾

延享丙寅の冬冬至前 寂然居士記

○ 「農譚拾穂」奥書末尾

丙寅冬十二月 蓑正喬誌

○ 「呂覽農事諺文」末尾

延享丙寅冬至の夜、芙蓉寒灯火にしるす 寂然居士

○ 「新田十分一細積」本文末

延享丁卯年冬至前一日

○「新田十分一細釈」跋末

芙蓉道人（花押）

○「東方農準解」内題下

鳴鳳卿撰

○「東方農準解」末尾

壬丑之冬閏十二月朔 芙蓉道人鳴鳳卿撰

『農事大全』所収の諸編のうち、最初に成立した「東方農準解」と『日本経済大典』の「東方農準」は、後者冒頭にある「東方農準自序」（中秘書少監鳴鳳卿子陽甫題）が前者には欠け、後者末尾近くの「凶歳に数品有」以下の条が前者では簡略な文言となっている点などの相違があり、底本は不明ながら、『日本経済大典』の本文の方が修訂を加えた後の形を伝えられると考えられる。特に漢文の「東方農準自序」の有無の違いは大きい。

内容は、天度の相違を日本の諸国に当てはめて把握し、これに代えて気象の特徴に即して各地に適した農業を模索するよう提言するものであり、具体的な農作業の伝授に類する指導書としての性格を有するわけではない。農業に寄せる理念を提示するところから信遍の農書執筆は開始されたということであろう。

延享三年の十一月から十二月にかけて、「農譚拾穂」と「呂覽農事諺文」が成立する。この年の冬至は十一月十日。「農譚拾穂草稿」の「総論」はこの日より前に書かれ、「呂覽農事諺文」末尾の奥

書は十日当日に書き添えられたことになるが、ほとんど同時に執筆が進められたのであろう。本稿では成立時期の明らかな「総論」のみを立項するが、「総論」の末尾には次の一節があり、「農譚拾穂」の本論がすでに仕上がっていたのは確かであろう。

予、壮歳県吏の諸老に会談し、或は老農の教をうけたれど、ねぶれるがごとく疑团尤すくなからず。後東西南北に経歴せしことを思ひあはせて、今已に耳順にちかく、心にとまることを反古のうらにかたはししるし付ぬ。天文学、史学、古聖人の制をよみて、符合せるおもむきを考て、東方農準、山林源、水原、呂覽農事諺文など、開土治水の事をつりなし、そのあまれるを拾ひて農譚拾穂といふ。吾家ならぬことは無用のこと、いへど、吏たる人、萬分が一もとる事あらば、国恩を報ずることもやと、秃たる筆を借て寒窓の灯下に書付ぬるものなり。

「県吏」は、田中休愚や養正喬（正高）のような、代官に取り立てられた農政の専門家を想定すればよい。また川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』を書写して叙を加えた辻盛陰も、寛延二年（一七四九）には代官に任せられる（拙稿「川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』（続）——解題——」、『日本文学研究』二九号、一九九三年一月一日。拙稿ク）から、信遍の周辺には常に農村支配に心を砕く幕臣が存在していた。また、「老農」の意見を参考に経済政策の立案を試みた事例としては、寛保元年（一七四一）に「墾田之古法」を信遍に伝えた藤巻教真が挙げられる（拙稿「成島信遍年譜稿（十六）」、『広

島大学大学院文学研究科論集』七六卷、二〇一六年二月二五日。拙稿⑬）。その教真と信遍を結びつけた池上幸政、寛保二年（二七四二）八月の洪水に際して救荒・救民の策について信遍の意見を仰いだ奥貫友山（拙稿「成島信遍年譜稿（十七）」）、『広島大学大学院文学研究科論集』七七卷、二〇一七年二月二五日。拙稿⑭）などとの情報交換や彼らによってもたらされる農村の実情が、恐らくは「農譚拾穂」の行文を支えている。

なお、先の引用中、「東方農準、山林源、水源、呂覽農事諺文など、開土治水の事をつりなし」た余りを「農譚拾穂」と名づけた旨の説明があるが、「山林源」と「水源」に該当する部分は『農事大全』中には見えない。池上家文書の『農事大全』の書写者池上幸政は、「農譚拾穂草稿」から「東方農準解」まで通しの丁数を付して目録に記しているから、「山林源」と「水源」は池上家の当主の目には触れることがなかったのであろう。

ちなみに、『日本経済大典』の「総論」の当該箇所を見ると、「東方農準、山林源、水源呂覽、農事諺文」のように読点が施される。署名を「宇然居士記」とする点も合わせ、翻刻の利用には注意が必要である。

○ 十一月十日、「呂覽農事諺文」の奥書を記す。（『農事大全』）

「呂覽農事諺文」は、前項で引いた『農事大全』の目録で知られ

る通り、「呂氏春秋」の「土容」にある「上農」「任地」「弁土」「審時」各編を和文で解説したものである。冒頭、「鳳卿謹按に」以下、信遍自身による概説が掲げられるが、その末尾に、

呂覽のごときは、古文奇洪、文字魯魚をあやまる、よむべからざるがごとし。因之玩索日をつみこれを諺文にのべて、農事に便あらんことをおもふ。其全文のごときは本書に照してしるべし。

とあり、農書として四編を精読する際の助けとなることを期待していたことが知られる。『日本経済大典』には収録されない。奥書本文は前項の引用をご参照いただきたい。

△ 十二月、養正喬、「農譚拾穂」の跋を撰する。（『農事大全』）

蓑笠之助正喬（正高とも）と信遍の交流は、元文元年（一七三六）冬頃に成立した正喬著『農家貫行』に信遍が漢文叙を寄せたことに始まる（拙稿「成島信遍年譜稿（八）」）、『広島大学大学院文学研究科論集』六五卷、二〇〇五年二月二五日。拙稿⑧）。「農譚拾穂」の跋には、正喬の信遍に寄せる信頼と尊敬の念が滲むとともに、本書の読みどころの示唆としても有意義な言が見出せる。『日本経済大典』に翻字が載るので全文の引用は避け、議論の中心部分を以下に掲げる。

頃日芙蓉老人著ところの農譚拾穂をみるに、其詳こと他の及所

にあらす。附するに天度の事を以す。夫農は辰を専として地次之。地を撰み辰を計て植るに、苗の美悪有物は何ぞ。是天度によれり。自序云、農事は関る所にあらざれば知らずと。知者は誰也。今天度をいふ者、曆象にしたがつて、高低里の数をいつて、農事の為に周天之度を分つことをいはず。耕也穫也、天度による事を知者は、義和氏の後、独先生の発明する所に出たり。

農家此書による時は、取物は取、捨る物は捨、取捨己に有て聞ことをまたす。官吏一度是を需ば、農師と成て勸農の道を聞き、訴の路を塞がんと云。

「附するに天度の事を以す」以下の天度に関する記述が「東方農準解」に依拠すると見なすことができるなら、正喬が目にしたのは「東方農準解」を添えた「農譚拾穂」であったことになる。前年に成立している(拙稿²⁰)「東方農準解」をもまとめて信遍が正喬に提示するのはきわめて自然であり、池上幸政も学問と実践の融合する本書を『農事大全』の一部として写し取った。翌年に成立する「新田十分一細釈」も含めた『農事大全』が信遍自身の編纂意図を反映させた一書なのか、それとも幸政の判断で配列されて一冊にまとめ上げられたものなのか、その点の解明に資する情報は持ち合わせないのを遺憾とするが、少なくとも「東方農準」・「農譚拾穂」の二編のみを収録する『日本経済大典』の形では、信遍の意図を十全に伝えることができないのは確かであろう。

○ 十二月四日、御側衆渋谷和泉守良信より御文庫に返却される「大日本史」他を小田切治大夫に渡す。(『御書物方日記』第三十一冊)

「御書物方日記」第三十一冊の当日条を冒頭から掲げる。

一和泉守殿より御下ゲ被成候御書物有之候付、罷出候様にと被仰下、即刻罷出候処、左之通御渡、則受取、改、元番へ納之候。尤道筑方より受取之候。

四月十八日上ル

△大日本史 二百五十冊 但錠鑰共

但錠鑰は右号へ入置候

(後略)

吉宗と共に西丸へ移った渋谷良信から信遍を介して当日の詰番小田切治大夫に引き渡された書物は、「大日本史」のほか、各国の郷帳を中心にかんりの点数に上った。吉宗とその周辺が借り出していた書籍の返却は、勝手知った信遍に任されることが多かった。しかし、吉宗の退隠後、「御書物方日記」に信遍が登場する頻度は、将軍在職時に比べて明らかに低下している。御文庫の書籍を縦横に閲覧して実務に生かす場面が吉宗周辺で如何に減ったかを物語っている。

延享四年 丁卯 一七四七 五十九歳

○ 正月十九日、中村蘭林奥儒者となり、それを賀して「賀蘭林為

「儒官序」を撰する。(『先哲叢談』巻七)

中村深藏明遠(号蘭林)が幕府の奥医師から奥儒者に転じたのは延享四年正月十九日のことであった。「寛政重修諸家譜」巻第一三九四の中村明遠の項に、

延享二年八月十八日西城の奥医に列し、九月朔日より本城に勤仕す。四年正月十九日奥儒者となり、束髪して深藏とあらため、二月十三日奥医の上首たるべきむね仰をかうぶり(『新訂寛政重修諸家譜』第二十一〈統群書類従完成会、一九八五年八月二五日第五刷〉七二頁)

とあり、「惇信院殿御実紀」巻五、延享四年正月十九日条にも、十九日、奥医中村玄春明遠奥儒となり、深藏とあらたむ。この明遠は、享保十三年父の業をつぎ番医たりしが、おなじ十五年三月五日瑞春院御方に附られ、元文三年八月四日寄合医を命ぜられ、延享二年八月十八日西丸奥医となり、常に文学の事をもかねて、博聞強記の名ありしゆへ、九月朔日本城へ移らせられしときしたがひ奉り、けふかく命ぜられしとぞ。(『新訂増補国史大系 徳川実紀』第九篇〈吉川弘文館、一九九一年六月一日第五刷〉四一四頁)

と記されて、奥医師から奥儒者へと転じた年月日を公的におさえることができる。この転身を信遍が賀して撰した「賀蘭林為儒官序」の一部が、原念斎『先哲叢談』巻七の「藤原明遠」項に引用されて

おり、典拠とされる「芙蓉楼集」が天保元年(一八三〇)の成島家の罹災によって焼失している(拙稿「成島信遍年譜稿(二)」、『江戸時代文学誌』第六号、一九八九年三月一五日。拙稿①)ので、湮滅した文章の面影を辛うじて知り得る貴重な情報となっている。蘭林は延享二年九月一日に新將軍家重に従って本丸勤務に転じたので、同日に吉宗とともに西丸に移った信遍とは、公務において密接な交渉を有したとは考えにくい。信遍の賀文が残る以上、二人の間に同好の誼が結ばれたと見てよいのであろう。拙稿「幕臣成島信遍と江戸文壇」(『国文学解釈と鑑賞』七四卷三号、二〇〇九年三月一日。拙稿シ)では交流の存在にのみ言及して、根拠となる資料の引用は行わなかった。『先哲叢談』そのものが十分に普及し、源了圓氏・前田勉氏訳注本(平凡社東洋文庫、一九九四年二月一〇日)も備わるので、信遍撰文の部分のみ、同書の書き下し文に従って掲げるに留める。振り仮名は省略した。

鳴婦徳が『芙蓉楼集』に、蘭林が儒官為るを賀する序有り。曰く、「藤先生、疇官方技、死を起こし骨に肉し、声東方に振ふ。

最も経術文学を喜び、一旦匙を積てて歎じて曰く、「士君子の世を濟ふ、奚ぞ翅艸根樹皮のみならんや。嗚呼軒岐逸たり。扁倉古し。肘後の載籍、叔世滋博し。汎乎として要寡し。若し乃ち天人を合同し、及び物を知るの明、安くに適くとして今の世に施さんや。生命も亦大なり。一たび肱を折るを失はば、則ち駟も亦及ばず。已んぬるかな。已んぬるかな」と。是に於てか、

復た医薬に従事せず。電竈、葉籠に網す。乃ち上言して儒官為らんと請ふ。報ぜられず。居ること数年。入りて侍医を以て経筵の事を行ふ。則ち特恩と雖も、其の志に非ざるなり。丁卯春正月、定めて侍講に降爵し、束髮衣冠、礼に従事するなり。是に於てか、先生の喜び知るべきなり」と。(前掲書三七七頁)

医学の限界を痛感し、儒学をもって尽そうと願う蘭林の真情が具体的に熱く語られるのを見ると、信遍は蘭林から直接思いを聞かされていた可能性が高い。

なお、蘭林に関しては、近年山本嘉孝氏によって本格的な研究が施され始めた。同氏の「中村蘭林の文章学——十八世紀日本における朱子学の展開——」(『日本思想史学』四七号、二〇一五年九月三〇日)や「中村蘭林と和歌——学問吟味の提言と平安朝の讃仰」(飯倉洋一氏・盛田帝子氏編『文化史のなかの光格天皇 朝儀復興を支えた文芸ネットワーク』、勉誠出版、二〇一八年六月一五日)はその成果である。

○ 二月十六日、「編年集成」と「東遷基業」を御書物奉行深見新兵衛より受け取る。(『御書物方日記』第三十二冊)

内閣文庫蔵「御書物方日記」第三十二冊には、延享四年正月より六月までの記事が収録される。信遍の名が見える日は少なく、七月から十二月までの第三十三冊には一切登場しないなど、信遍と御書

物方の関係が薄らぎつつあるのを感じる。その二月十六日の条に次のような記事があった。国立公文書館公開の画像に依拠して掲げる。

一 林大学頭へ先達而御小納戸より被致拝借候編年集成九拾三冊^{一箱}、

東遷基業三十冊^{一箱}、致返上度、小堀土佐守殿へ御申達候処、三

郎左衛門申談、御書物方へ相渡候様にとの事に而、請取、御蔵

へ納置候様に、三郎左衛門より一昨日被申越候得共、無心元存、

小堀殿へ養泉ヲ以今朝承合候へば、御蔵へ納置候義にては無御

座、受取候而西丸へ持出、道筑え相渡候様にとの事に候。依之

林氏へ清大夫に黒鍬之者相添遣し、右之二部受取、西丸へ持出、

道筑え相渡申候。尤右之趣、三郎左衛門へ書拔に而申遣候。但

林氏手紙、三郎左衛門手紙等、一包に致し、右号え入置候。

前日十五日(詰番川口頼母)の条に、「明十六日、林大学頭より御書物返上に付」との一節があるので、林大学頭信充(号榴岡)から御文庫に書物が返却されるという認識が奉行達に共有されていたことがわかる。また、「一右大学頭御書物返納に付、於御殿、林内記、新兵衛と委細申合候。」との一つ書も見え、信充の子内記と川口・深見の両奉行が綿密に打ち合わせていることが窺える。御小性組番頭格の小堀土佐守政方と奉行の桂山三郎左衛門が協議して、林家からの返却分二点を御書物方へ渡すこととなり、その指示が一昨日にもたらされたが、詰番の深見は「無心元存」じて、小堀に再度確認を取ると、その指示は誤りで、林家から受け取り次第西丸へ運び、信遍に渡すように改めて命ぜられた、という経緯が語られる。深見

が「無心元存」じた理由は明らかでないが、高齡の桂山には、時として具体的な指示の理解が覚束ないことがあり、同僚達が不確かな情報に振り回される場合が生じていたのかもしれない。林家からの指示と桂山からの連絡を証拠として残し、深見は正規の指示通りに信遍へ「編年集成」「東遷基業」二点を渡す。林家へ黒鋏之者を連れて行った「清大夫」は、『幕府書物方日記』七所収「御書物方年譜覚書」によれば、寛保元年五月二十九日に御書物方同心となった川出清大夫（清太夫とも記す）である。小堀土佐守との連絡役を勤めた「養泉」は、恐らく坊主衆の一人であろう。

○ 四月十一日、私亭会を開催し、「籬卯花」題で和歌を詠む。（『三世の浪』）

信遍の家集『三世の浪』（国立公文書館内閣文庫蔵）に次の和歌がある。

私亭会 籬卯花 四月十一日 去年候御旅館

一とせもへだ、りゆくかうつぎ咲宿のことばのはなの筈に

思ひ出るけふの言葉も花になるまがきのうつぎこそ

をへだて、 為村

「去年」は為村が江戸下向を果した延享三年を指す。この年四月十五日から十九日までの間に為村との面会の機会を得、十九日の当座歌会に出席したこと（拙稿「成島信遍年譜稿（二十一）」、『広島

大学文学部論集』八〇巻、二〇二〇年二月二五日。拙稿②）を信遍が想起しつつ私亭会に臨んだのは間違いない。他の出詠者が誰であったかは不明だが、信遍の詠草は為村の元に送られ、一年という時の経過を共有する為村の返歌がやがて届けられた。『三世の浪』所収歌で詠作年時の明らかとなるものは少ないだけに、この立項は貴重な例となる。

○ 四月十四日、御書物方へ、大坂の座麻社に関する書物につき、書面で問い合わせる。（『御書物方日記』第三十二冊）

一道筑方より、大坂座麻社書物之儀申越候。則状さしに差置候。

御順覽可被成候。御目録相改見候処、相知レ不申候。依之同役

中えも申達、追而返答可致候旨、申遣候。

大坂の座麻社とは、坐摩神社を指すかと思われる。信遍がどのような理由で当該資料の調査を依頼したのかは不明であるが、右の記事に続いて「座麻社書物三軸」の概略を但し書に記すところを見ると、信遍からは具体的な情報もたらされていたことが窺え、確かな見当をもとに問い合わせたらしい。詰番の小田切治大夫は同役へこの依頼の趣旨を伝え、協力して調査に当ることとした。

なお、四月十六日条にも「治大夫より被申達候成島道筑来書之趣、今日も遂吟味候処、座麻社之三軸無之候間、其段相届可申所」、二丸の出火によって城中大騒ぎとなり、回答を遣さなかった旨の記述

がある。詰番は川口頼母であった。

○ 四月十七日、御書物奉行深見新兵衛から、座麻社の三軸が見当らないとの回答を受け取る。「御書物方日記」第三十二冊)

一 昨日頼母申送り之座麻社之三軸、此方には無之段、書付、西丸へ罷出、成島道筑え相渡之。

川口から深見へと申し送られた調査結果を深見が信遍に渡して、調査希望の理由は結局わからないまま、この一件は落着を迎えた。

○ 四月晦日、御書物奉行近藤源次郎と対談、雨天でも書物の御文庫への下げ渡しは可能か否かを問い合わせる。あわせて「寛永系図」の冊数の齟齬について意見交換する。「御書物方日記」第三十二冊)

一 例月之通、伺書宅通、肥前守殿え文知を以差出之申候。御請取被成由被仰聞。道筑対談可致由、相待候所、道筑罷出申聞候は、御下ゲ被成候御書物有之候、雨天にても請取可申哉と申聞候間、小雨之分不苦候旨申、請取可申と挨拶いたし候得ば、寛永系図全部二長持、公卿補任一箱、肥前守殿御下ゲ被成候。改、元番へ納之候。道筑申聞候は、寛永系図、随分相改申候得共、若冊数相違之儀も候はゞ、内々に而道筑え申達候様にと申聞候。将

又御下ゲ被成候御書物、御伺相済居申候間、同役中詰番之節、西丸え罷出、相伺候様にと、是又道筑申聞候。勿論、右御書物は肥前守殿御渡被成候。

西丸に勤める御側衆松平肥前守忠根から、御文庫へ「寛永系図」公卿補任」が返却されるに当り、雨が降っていても返却が可能か否かを信遍が前もって確認する役目を負った。当日の記録の冒頭に「晦日^雨 差替詰番 近藤源次郎」とある。この雨天でも運搬作業に支障がないか、あらかじめ奉行の了解を得ようとしたのである。書物の保存を思えば雨天の作業は避けるべきであるが、近藤は松平忠根の顔を立てて承諾したというところか。さらに、信遍は「寛永系図」の冊数に不安があることを告げ、もし相違があったら内々に自分知らせてほしいと頼む。西丸での書物管理に不備があったのかもしれない。

この日以降、西丸からの大量の書物返却に信遍は従事することとなる。他の奉行との情報共有を近藤に指示するのも、随時返却が繰り返されるであろうと見通してのことである。

○ 五月六日、西丸より御文庫へ書物返却があるか否かにつき、川口頼母の訪問があったが、不在のため会わず。「御書物方日記」第三十二冊)

一 此間、道筑、源次郎え申聞候通、今日も西丸え罷出、御書物下

り候哉と道甫え対談候所、今日は道甫も不罷出、道甫義は明ヶに而罷帰候由、明日は道筑・道甫も罷出候間、明日下ヶ可申段申聞候間、依之其趣、新兵衛へ申談候。

西丸から御文庫への書物返却の日時は、当事者同士の都合に依っていたものか、定まっていなかったらしい。奉行がいちいち西丸に出向いて本日の返却の有無を確認しなければならぬとすれば、御文庫側の不平不満が募ることも予想される。信遍のほか、坊主衆高田道甫も西丸側の窓口となっていたようだが、この日は信遍ともども不在で、詰番川口頼母の西丸訪問は無駄足となった。

ちなみに、翌七日の条を見ると、「西丸より下り候御書物之儀、今日も雨天故断申候而、受取不申候」と記される。四月晦日のやりとりでは、御文庫側は小雨なら受け取り可能と返答したのだったが、さすがに五月雨の最中の搬入は見送らざるを得なかったのであるう。

○ 五月九日、不在中に近藤源次郎の訪問あり。「事文類聚」返却される。(『御書物方日記』第三十二冊)

一 今日西丸え罷出、下り候御書物之儀可致対談と道筑え申入候処、今日是不罷出候旨、道甫罷出申聞候間、左候は、今日は御書物下り申聞鋪哉と尋候得ば、道筑伺置候御書物五品下り候積に而御座候間、右之内下ヶ可申と申候。拙者申候は、雨天に而も有

之、持人も無之候間、先一品下り候様に致し度と申、事文類聚全部一箱請取、改メ、元番え納申候。右御書物請取候段、御側衆え可申上哉と申候得ば、其段は五品不残下り候節、道筑申上候筈に御座候由、道甫申。左候は、其節此方よりも可申上と致挨拶、今日は不申上候。

丑十二月十二日上

△事文類聚 百冊 一箇

論共

御書物奉行と信遍は、吉宗の將軍在任中、厩大な書物の出納に追われながらも、緊密な連携ぶりを見せてくれた。吉宗の退任後は、信遍を介して西丸に差し上げられる書物は激減し、信遍の任務は書物の返却に関与する程度となった。それでもこのような連絡不足が頻発するのは、信遍と御書物方との関係に弛緩が生じていたからと言わざるを得ないだろう。

この日、信遍は出勤せず、延享二年十二月十二日に西丸へ差し出されていた(『幕府書物方日記』十八の当日条)「事文類聚」百冊が返却された。

○ 五月十一日、「十三経註疏」「爾雅註疏」「明史稿」を御文庫に返却する。(『御書物方日記』第三十二冊)

一 此間下り候段伺相濟候五品之内、今日左之通、道筑より請取、改、

元番え相納之。

寅八月十六日上

△十三経註疏

爾雅不足 百廿六冊

新写目録

一冊附

二箱鑰共

△爾雅註疏

六冊

巳十一月廿七日上

△明史稿

六十冊一筥

鑰共

この日の詰番は深見新兵衛、西丸からの返却は一段落ついたので、これ以後、延享四年中の「御書物方日記」に信遍が登場することはなかった。

○五月二十五日、菅野兼山没。墓碣を撰文する。（『史氏備考』卷之九、『事実文編』卷三十三）

「有徳院殿御実紀」卷十七、享保八年（一七二三）十一月十五日条に、

処士菅野彦兵衛年頃学に志し、生徒をあつめ教授せるが、私に義学を興さん事をこひ出しかば、町奉行諏訪美濃守頼篤してたゞされしに、かれ等実によく、生徒をみちびくを褒せられ、金三十両下され、本所にてその地をたまふ。（『新訂増補国史大

系 徳川実紀』第八篇三一八頁）

と記され、「有徳院殿御実紀附録」卷十一には、信遍の最初の師山本作左衛門の記述に続いて、

また菅野彦兵衛といへる処士も、匪函に投じて、私に学舎をいと
なみ、教を施んことを請しに、享保八年深川のほとりにて其地
をかされ、年ごとに費用をもたまはり、永く閭里の人を教導せ
しめらる。（『新訂増補国史大系 徳川実紀』第九篇二五八頁）

と業績が紹介されるなど、將軍吉宗の恩顧を蒙った市井の儒者として菅野兼山はその名を留める。信遍達吉宗周辺の幕臣にも存在は知られていたようで、磯野政武『仰高録』（国立公文書館内閣文庫蔵）には、やはり山本作左衛門への言及を受けて、

又是も享保中、菅野彦兵衛と申浪人儒者、箱訴仕、諸人のため、私の学校に准申、道を説申度よし申上、段々御尋之上、如願被仰付、新大橋に於て拝借地被仰付、その節御金三十拾兩歟被下、町屋敷被為附候由。其後悴勘平、父の跡を守り、不絶講釈仕候由、及承候。

と、より具体的な記載を見出すことができる。信遍と直接の交渉があったかどうかはわからないが、子息の勘平（名要中、号繪齋）からの墓碣撰文の依頼に応じるに足る、文化圏を共有する意識を信遍が持っていたのは確かであろう。

墓碣は二点伝わる。原念齋の『史氏備考』（静嘉堂文庫蔵）卷之九所収「故兼山先生墓碣」（鳴鳳卿）と、五弓雪窓の『事実文編』（関

西大学図書館蔵) 卷三十三所収「菅埜兼山墓碣(鳴鳳鳳卿)である。『史氏備考』の本文を句点とともに掲げる。通行の字体で統一するのを原則とするが、「埜」「呂」「弁」「毓」などを「野」「以」「棄」「育」に改めることはしない。本文中の、『事実文編』と異なる箇所には注記を施し、異同を示す。『事実文編』の本文を示す際は(事)の略号を用いる。なお、『事実文編』は『関西大学東西学術研究所資料集刊十一二 事実文編 一二(関西大学出版・広報部、一九七九年三月三〇日)の影印を参照した(同書四四二～四四三頁)。

故兼山先生墓碣

鳴鳳卿

故兼山先生。諱直養。呼曰彦兵衛。姓菅埜氏。蓋為菅原族。先世関西人。迨祖宗真君。家武之崎玉郡小懇邑。服聖人訓。誦彝倫文。呂導同人為衆矜式。考曰近義。妣大川氏。先生幼而好学。受業平安仁齋先生。年甫十四。慨然有興学造士之志。見尚齋先生。聞晦菴朱夫子之学大説。悉弃旧聞而郷之。年四十余。愈益精研矢心為世。会享保之始。官方興治教。置塾下達。因請置塾汎道士民礼也。官准其請。命下府尹。賜黃金數鎰。恩貸地呂相攸¹⁾。乃請艦庫側。割私田庇材²⁾。塾成。堂曰会輔。取諸語。中霑設朱夫子位。二仲積奠。開六芸之舍。呂毓才且布列士君子之席。庶人綿蕞。日講聖人之道。四方來觀者。麇至。居數閱月。其支不給。事聞。乃在松阪坊賜圃。呂其入資塾費。士庶多從游者。延享丁卯。夏五月二十有五日。病風卒。年六十有八。塋深

川玉林精舎。先生為人素樵³⁾。履義殉道。事親孝睦家倫。娠加藤氏。有男女。皆夭。一子要中。繼塾師云。如其行実履歴。有門生口碑存焉。銘曰。
道之東也。先吁後喁。誨人不倦。聖世有補。

注

(1) 攸——救(事)

(2) 材——村(事)

(3) 樵——推(事)

兼山の経歴や人柄、教育方針など、「二子要中」(勘平)や「門生口碑」に取材して書かれたことを窺わせる。享保改革の「治教」政策に応じて門弟教育に打ち込んだ兼山に対する尊崇の念に裏打ちされた墓碣となった。(未完)

〔補記〕 本稿は、令和三年度科学研究費補助金基盤研究(C)「成島信遍研究—幕臣文人の事績を通して見る近世中期江戸文壇の特徴—」による研究成果の一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (23)

Keiichi KUBOTA

In my previous paper, I serially recorded Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1746. This paper presents a detailed account of the literature attributed to him between late 1746 and early 1747.

In the winter of 1746, Nobuyuki provided a foreword to Tazawa Yasuakira's *Kasen-Kou* and wrote *Noji-Taizen*, an agricultural guide book.

In January 1747, Nobuyuki congratulated Nakamura Ranrin on his promotion from a doctor to a Confucian of the shogunate.

In May, he mourned for Sugano Kenzan, a private Confucian of Edo.

As was customary, he also served as a mediator between the inner circle of retired shogun Tokugawa Yoshimune and the librarians of Momijiyama Library.